

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

時津町教育委員会  
時津町立時津北小学校

臨時休業に伴うお知らせとお願い

4月16日、緊急事態宣言が全都道府県に出されました。町立小・中学校においても下記の通り臨時休業を実施します。ご家庭でも次のことに留意し、お子さんの健康管理に努めてください。

#### 1 臨時休業期間

- (1) 令和2年4月22日(水)から5月6日(水)までの期間とします。
- (2) 4月21日(火)については、全学年5時間目終了後下校します。(給食あり)  
14時35分～下校開始
- (3) 臨時登校(給食無し)について(「3密」を防ぐために分散登校とします)  
○4月30日(木) 1年、4年、6年  
○5月 1日(金) 2年、3年、5年  
※登校班による通常登校(上位学年児童が臨時班長) 10時15分～下校開始  
※登校しない場合は、安全確認のため必ず学校にその旨を連絡してください。

※ 部活動は、4月22日(水)から5月6日(水)まで実施しません。

#### 2 お子さんへの対応について

- (1) ○不要不急な外出は避けてください。  
○大型連休が控えていますが、県外への移動に関しては、慎んでください。  
○健康管理、ストレス解消のために安全な環境の下、日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)の機会を作ってください。
- (2) ○ご家庭でもお子さんの健康状態を確認してください。(毎日検温)  
○発熱がみられなくても、「朝から元気がない」「食欲がない」というときは、無理をせず休養をとらせください。

#### 3 発熱等の風邪症状について

- (1) 体調が回復するまで毎日体温を測定し、症状等と一緒に記録をしておいてください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症以外の病気も考えられる状況なので、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談してください。

#### 4 保健所等への相談

- (1) 風邪の症状や、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む)
- (2) 倦怠感(強いだるさ)や呼吸困難(息苦しさ)がある場合
- (3) 万一新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校にも連絡してください。  
※西彼保健所健康対策班 電話095-856-5059  
※時津北小学校 電話095-882-2353  
※休日の場合は、教育委員会 電話095-882-2211

#### 5 その他

- (1) 一斉メール、学校ホームページ等にて連絡する場合があります。
- (2) 児童館を利用する場合、館内での運動は禁止です。